

国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域における財政上の支援措置の改善提案に対する国と地方の協議の結果について(書面協議)

| 整理番号 | 総合特区名称 | 提案事項名 | 提案事項の具体的内容(1) | 提案事項の具体的内容(2) | 国と地方の協議【書面協議】 担当省庁の見解(3/9時点) (対応欄 A: 概算要求等として引き続き検討(全国展開、特区含む)、B: 現行制度で対応可能、C: 対応しない、Z: 指定自治体が検討) | | | | 国と地方協議【書面協議】 指定自治体の回答(3/22時点) (a: 了解 b: 条件付き了解 c: 受け入れられない d: その他) | | 内閣府整理 コメント欄 (4/3時点) | 内閣府整理 備考欄 (4/3時点) |
|------|----------|-----------------------|--|------------------------|--|------|----|---|---|---|---|-------------------------|
| | | | | | 担当省庁 担当課 | 関係法令 | 対応 | 理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など | 対応 | 理由等 | | |
| 195 | 森林総合産業特区 | 人材育成事業 (林業機械調査・研修) | 欧州普及型林業機械の導入に当たり、北海道における利便性、汎用性、メンテナンスなどを国内外において調査・研修する。 | 現状での支援制度が無いため、研修制度の創出。 | 林野庁 研究・保全課 | | C | 現行制度に提案の調査・研修を行う事のできる補助事業が存在しないため、対応できない(同旨の内容を含む事業は、道内3事業体を含む全国11事業体を対象としてH21補正予算により実施し、既に終了している)。 | C | 本提案は、森林総合産業特区により、日本の林業モデルの構築を目指し、地域の作業条件に適した機械の購入・改良と人材育成を含めた先進作業システムの策定・開発を行い、森林作業の効率化と低コスト化による林業システムの革新を行うもの。実務者レベルの協議において、左記のとおり現行制度に提案の調査・研修を行うことのできる補助事業が存在しないため、対応できない旨の回答を得ているが、提案した事業(先進林業機械改良・新作業システム開発事業)以外で、現行の「森林・林業人材育成加速化事業(森林整備加速化・林業再生基金)」を活用し、提案の調査・研修が実施できないか。 ※同制度の現行は、都道府県段階での取り組みを支援しており、かつ、補助メニュー(講習内容等)がある程度、限定されている状況にあることから、より地域の実情を踏まえた対策が可能となるよう、市町村段階での取り組みが実施可能となるよう補助メニューの拡充に向けて継続的に協議したい。 | 指定自治体が希望している既存代替事業での支援措置が可能かどうか林野庁の見解をお伺いしたい。 | II |

国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域における財政上の支援措置の改善提案に対する国と地方の協議の結果について(再書面協議)

| 整理番号 | 総合特区名称 | 提案事項名 | 提案事項の具体的内容(1) | 提案事項の具体的内容(2) | 国と地方の協議【再書面協議】(7/31時点) (対応欄 A:概算要求等として引き続き検討(全国展開、特区含む)、B:現行制度で対応可能、C:対応しない、Z:指定自治体が検討) | | 国と地方の協議【再書面協議】指定自治体の回答(7/31時点) (対応 a:了解、b:条件付き了解、c:受け入れられない、d:その他) | | 内閣府再整理(コメント欄) (7/31時点) | 内閣府再整理 I~V I:実現が可能となったもの II:平成28年度概算要求等の検討がなされるもの IV:見解の相違から協議を一旦終了するもの V:自治体の再検討又は取り下げられるもの等 |
|------|----------|-----------------------|---|------------------------|--|--|---|------------------|---|--|
| | | | | | 対応 | 理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など | 対応 | 理由等 | | |
| 195 | 森林総合産業特区 | 人材育成事業 (林業機械調査・研修) | 欧州普及型林業機械の導入に当たり、北海道における利用性、汎用性、メンテナンスなどを国外において調査・研修する。 | 現状での支援制度が無いため、研修制度の創出。 | C | ご要望の内容については、現行の森林整備加速化・林業再生基金(地域協議会)で対応可能であることから、北海道行に相談していただきたい。なお同基金は平成23年度に各都道府県の基金に全額執行済みであることから、国としては個別に対応できない。 | a | ご回答のとおり北海道と協議する。 | 林野庁から人材育成事業(林業機械調査・研修)については、現行の森林整備加速化・林業再生基金(地域協議会)で対応可能であることから、北海道行に相談していただきたい。との見解が示されたため、指定自治体は引き続き北海道と協議を取り進めることとする。 | V |